

別紙 1 CATV インターネットサービスにおいて定める事項

1. 最低利用期間

- (1) CATV インターネットサービスの最低利用期間は、利用開始月から起算して1年とします。
- (2) 契約者は前項の最低利用期間内に契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、解除料を支払っていただきます。

2. 契約者の義務又はサービス利用の要件（第 12 条第 2 項関係）

- (1) CATV インターネットサービスにおいて使用するドメイン名及びインターネットネットワークアドレスは、当社がこれを指定します。
- (2) 契約者は、前項のドメイン名以外のドメイン名及び前項のインターネットネットワークアドレス以外のインターネットネットワークアドレスを使用して CATV インターネットサービスを利用することはできません。

3. 契約の内容を変更できる事項（第 13 条関係）

CATV インターネットサービスにおいて、契約内容を請求できる事項は、次のとおりです。

- (1) プランの変更
- (2) 付加機能の追加・廃止

4. 契約者からの解除が効力を有する日（第 22 条第 1 項関係）

CATV インターネットサービスにおいて、契約者の通知による解除の効力は、当該通知があった日の属する月の末日に生じるものとします。

5. 契約者回線の終端（第 7 条関係）

- (1) 当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、端末接続装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。
- (2) 当社は、前項の設置場所を定めるときは、契約者と協議します。
- (3) 契約者は、第 21 条（当社の解除）および第 22 条（契約者の解除）に定める解除の場合、直ちに端末接続装置を当社に返却するものとします。なお、当社に返却がない場合は、当社は、料金表に定める損害金を請求します。

6. 通信サービスの種類毎に定める料金（第 23 条第 1 項関係）

CATV インターネットサービスにおいては、初期費用、月額料金のほか、契約者が支払いを要する費用として次に定める料金があります。

- (1) 利用料の適用については通信サービス契約約款第 23 条（契約者の支払義務）によるほか、次のとおりとします。

利用料の適用	
(1) 利用の休止に係る料金額の適用	当社は、通信サービス契約約款第 16 条（通信サービスの利用の休止）の規定に基づき、CATV インターネット接続サービスの利用の休止を行った場合は、8.-(1)（基本料金）の規定の額にかかわらず、8.-(2)（利用の休止に係る料金額）の規定の額を適用致します。

- (2) 契約解除に伴う CATV インターネットサービス配線の撤去費用

契約者の要請によって CATV インターネットサービス配線に係る撤去作業を実施した場合においては、12,000 円（税別）を請求するものとします。

7. 初期費用の額（第 24 条関係）

- (1) CATV インターネットサービスの初期費用の額は、次に定めるとおりとします。

名目	サービス区分	初期費用の額
初期費用	戸建	5,000 円 (税別)
	マンション	0 円 (税別)

8. 月額料金の額(第 25 条関係)

CATV インターネットサービスの月額料金の額は、次に定めるとおりとします。

- (1) 基本料金

料金プラン	サービス区分	月額費用の額
30M サービス	戸建	4,280 円 (税別)
	マンション	3,450 円 (税別)
15M サービス	戸建	3,650 円 (税別)
	マンション	3,150 円 (税別)
5M サービス	戸建	2,850 円 (税別)
	マンション	2,850 円 (税別)

2M サービス	マンション	1,900 円 (税別)
---------	-------	--------------

備考 (1)貸与機器料込み

(2) 利用の休止に係る料金額

サービスの種類	単 位	料金額
CATV インターネットサービス	1 の契約回線ごとに	1,500 円 (税別)

(3) 利用の休止に係る料金額

CATV インターネットサービスと他サービスとのセット割引において利用の休止の場合は、適用しません。

(4) 付加機能使用料金額

種別	単位	料金額 (月額)	
電子メール機能	1 の契約者回線ごとに	4 メールアドレスまで	無料
		5 メールアドレス以上	1 アドレス毎に 200 円 (税別)
ウィルスチェック機能	全メールアドレス対象	1 アドレス毎に 50 円 (税別)	
ホームページ機能	1 メールアドレス毎 100MB	無料	
電子メール機能ホーム ページ機能容量増設	電子メール機能 1 アカウント単位ホームページ 機能 1 アカウント単位 (送信時最大容量 10M)	100MB/毎 100 円 (税別)	

9. 料金の調定(第 25 条関係)

解除料の適用については契約約款第 25 条 (料金の調定) 及び本紙第 1 項に定めるところによります。この場合において、契約約款第 25 条 (料金の調定) により支払いを要する料金額は、9.-(1) (解除料の額) の規定の額に消費税相当額を加算した額とします。

(1) 解除料の額

利用期間	解除料
2 ヶ月未満	残契約月数×月額料金の 80%
6 ヶ月未満	残契約月数×月額料金の 60%
12 ヶ月未満	残契約月数×月額料金の 40%

10. 端末接続装置の損害金

損害金の適用については別紙 8 第 5 項第 3 号に定めるところによります。

(1) 損害金の額

区分	単位	料金額
端末接続装置	1 台ごとに	10,000 円(税別)